

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に
関する法律施行規則等の一部を改正する省令案及び
海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し
必要な事項を定める告示及び公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し
必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案に関する
パブリックコメントの結果公示について

令和8年2月17日

国土交通省港湾局

海 洋 ・ 環 境 課

国土交通省は、令和7年12月5日から令和8年1月7日まで、国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案及び海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示及び公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、5件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

今回の意見募集に当たり、皆様の御協力に深く御礼申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和7年12月5日（金）～ 令和8年1月7日（水）
- (2) 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送及び e-Gov 意見提出フォーム

2. 提出意見数

5 件

3. お問い合わせ先

国土交通省港湾局海洋・環境課 意見募集担当 あて

電話番号：03-5253-8674

	ご意見	ご意見に対する考え方
①	今回の告示改正案は、海洋における大規模再生可能エネルギー開発を推進することを前提に作成されており、その前提そのものが誤っています。私は、この告示案は根本的な方向性から見直しが必要であると考えます。 まず、大規模再生可能エネルギー、特に太陽光パネルや陸上風力発電がこれまで各地で引き起こしてきた環境破壊は、すでに深刻かつ広範です。北海道をはじめとする地域では、山林の乱伐、土砂崩れの誘発、景観・生態系の破壊、農地の消滅、地域住民の生活破壊など、重大な問題が現在進行形で繰り返されています。これらの弊害について国はほとんど検証を行わず、責任の所在も曖昧なまま、今度は海洋にまで同じ開発を拡大しようとしていることは、極めて無責任と言わざるを得ません。 さらに、海洋は陸上以上に一度破壊されれば回復が困難です。海底生態系、漁業資源、海流・気象パターンなどに不可逆的な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、今回の告示案では、これら根本的問題に対する検証や抑制策よりも、「いかに開発を進めるか」「どう維持管理・撤去するか」といった開発ありきの姿勢が前面に出ています。 そもそも、陸上再エネの失敗すら総括していない現状で、海洋への拡大を前提とした制度整備を進めること自体が不合理です。環境に配慮すると称しながら、実際には環境破壊を加速する政策が進められていることは、政策目的と実態の乖離が極めて大きく、看過できません。 したがって私は、本告示案は「海洋での大規模再エネを推進すること」を前提とする限り、認められるべきではないと考えます。まず行うべきは、陸上再エネで発生している環境被害の徹底した検証と是正であり、それなくして新たな大規模開発を海洋に広げるのは合理性を欠きます。国には、再生可能エネルギーの推進ありきではなく、環境破壊を抑止するという本来の目的に立ち返った政策形成を強く求めます。	本告示案については、海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項に関して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「共管省令」という。）において「告示において定める」とされているもののみ規定するものです。
②	洋上風力・波力発電には ここまで厳重な規制が敷かれるのに、辺野古の米軍基地や万博カジノの夢洲は、なぜ あんな杜撰な工事が罷り通るのか？ 我々の将来の命を救う再生可能エネルギーに枷を嵌める一方で、平和を危くする軍隊留置や企業の金儲けに国が一生懸命なのは、どういう事だ。	本省令案については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「法」という。）において「国土交通省令において定める」とされているもののみ規定するものです。本告示案についても、共管省令において「告示において定める」とされているもののみ規定するものです。海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関しましては、制度を適切に運用してまいります。

③	【第6条の4】 設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報というのは安全保障にかかわる情報もありうると考えられますが、そのような情報を、取得できる可能性のある事業者の国籍条件は厳密に規制すべきでないか。 【第10条(仮許可の申請)】 外国法人でないことを明記すべきではないか。 【第15条(設置に関する工事の届け出)】 届出を公表するだけでなく、影響を受ける可能性のある漁業者や開運会社への説明も必要ではないか。 【第23条(地位の承継の認可の申請)】 これについても外国法人への規制は行うべきではないか。 【第24条(許可の取り消し)】 15年間事業を開始しなかった場合は取り消される規定になっていますが、5年もあれば充分ではないか。	いただいたご意見は、共管省令へのご意見と考えられるため、回答を控えさせていただきます。
④	(1) 日本独自の過酷な気象条件(冬季雷・台風)への適合義務化について 日本の海域、特に日本海側は世界でも類を見ない「冬季雷」の激基地であり、欧州基準の防雷設計ではブレードの損壊や火災が相次いでいる。EEZ 内での事故は救助や消火が極めて困難であるため、告示で定める「維持管理の基準」において、国際基準(欧州基準)を鵜呑みにせず、日本の雷エネルギー量や巨大台風、激しい塩害を想定した独自の安全基準と実証データの提出を必須とすべきである。 (2) 撤去費用の事前積立制度(現金供託)の厳格化について 発電事業者が特別目的会社(SPC)を精算したり、計画倒産を装って撤去責任から逃れる「負の遺産化」を強く懸念する。維持管理の基準を定めるだけでなく、事業開始前からの「撤去費用の外部機関への現金積立」を認定の絶対条件とすべきである。また、事業の譲渡や転売時にも元の事業者の連帯責任が継続される仕組みを省令に明記し、国民に将来の負担を押し付けない「出口戦略」を徹底させるべきである。 (3) 故障放置の禁止と稼働情報の透明化について 一度故障した設備が「修理コストが見合わない」という理由で長期間放置されることは、船舶の航行安全や海洋環境の観点から許されない。告示における維持管理基準に、「故障発生から一定期間内の修理着手」および「進捗状況の国民への公表」を義務付けるべきである。履行されない場	共管省令第5条第2項第1号において、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準については、自然状況等を勘案することが規定されております。いただいたご意見は、今後運用等の参考とさせていただきます。 ご指摘の撤去費用については、現在、領海及び内水において、事業者を選定する際に、撤去の方法や撤去費用を含む収支計画を審査及び評価しております。また、事業者が経営破綻した場合に備え、撤去費用の積立てを証明する書類の提出、又は政府宛の金融機関保証状の差し入れといった、撤去費用の確保方法を公募占用計画に記載することを求めています。排他的経済水域(以下「EEZ」という。)においても同様に、事業廃止後に洋上風力発電設備が確実に撤去されるよう、制度を適切に運用してまいります。 領海及び内水に関しては、法第 22 条第1項において、選定事業者は、認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならないと規定されております。EEZ に関しては、法第 40 条において、許可に係る海洋再生可能エネルギー発

	合の許可取り消しや罰則を強化すべきである。 (4) 第三者機関による海洋生態系および低周波音の継続調査について 巨大風車が発する水中騒音や低周波音が、漁業資源や海洋生態系に与える影響は未解明な点が多い。事業者による自己点検だけでなく、国や第三者機関による定期的かつ長期的な環境モニタリングを義務化すべきである。また、重大な影響が確認された場合には直ちに稼働を停止する「予防原則」に基づいた運用を省令に盛り込むことを求める。 (5) 変更手続きの簡素化に対する反対 効率化を名目とした計画変更の手続き簡素化は、安価で低品質な海外製パーツへの変更(スペックダウン)を招く恐れがある。設備の安全性に関わる変更については、当初の公募時と同等以上の厳格な再審査を維持すべきである。	電設備設置計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去することが、許可事業者の義務として規定されております。海洋再生可能エネルギー発電設備については、適切な維持管理を講ずる仕組みの下、制度を適切に運用してまいります。 本省令案については、法において「国土交通省令において定める」とされているもののみ規定するものです。本告示案についても、共管省令において「告示において定める」とされているもののみ規定するものです。いただいたご意見は今後運用等の参考とさせていただきます。 本省令案については、法において「国土交通省令において定める」とされているもののみ規定するものです。本告示案についても、共管省令において「告示において定める」とされているもののみ規定するものです。いただいたご意見は今後運用等の参考とさせていただきます。
⑤	【撤去費用や保守点検責任について】 事業者が倒産した場合？保守点検対応や撤去費用が自治体負担にならない様『事前積立』を事業者に課すことを絶対条件に入れてほしい。また、故障されたまま放置されるのを防ぐため、修理期限の設定と国民への報告を義務化してほしい。	ご指摘の撤去費用については、現在、領海及び内水において、事業者を選定する際に、撤去の方法や撤去費用を含む収支計画を審査及び評価しております。また、事業者が経営破綻した場合に備え、撤去費用の積立てを証明する書類の提出、又は政府宛の金融機関保証状の差し入れといった、撤去費用の確保方法を公募占用計画に記載することを求めています。EEZ においても同様に、事業廃止後に洋上風力発電設備が確実に撤去されるよう、制度を適切に運用してまいります。 維持管理について、領海及び内水に関しては、法第 22 条第 1 項において、選定事業者は、認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならないと規定されております。EEZ に関しては、法第 40 条において、許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去することが、許可事業者の義務として規定されております。海洋再生可能エネルギー発電設備については、適切な維持管理を講ずる仕組みの下、制度を適切に運用してまいります。